

金沢大学附属病院長選考基準

令和3年6月28日(改正)

国立大学法人金沢大学長

金沢大学附属病院長選考規程第3条第2項の規定に基づき、病院長選考基準を次のとおり定める。

1. 人格が高潔で、学識が優れている者

2. 医師免許を有している者

3. 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者

高度かつ先進的な医療を提供する特定機能病院の管理者として、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有するとともに次に掲げるいずれかの業務に従事した経験を有する者

- ① 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者又は医療機器安全管理責任者の業務
- ② 医療安全管理委員会の構成員としての業務
- ③ 医療安全管理部門における業務
- ④ その他病院全体に係る上記に準ずる業務

4. 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者

金沢大学附属病院又は金沢大学附属病院以外での組織管理経験があり、病院職員の意見反映に留意しつつ、医療を取り巻く様々な外的変化に適切に対応し、強いリーダーシップと経営手腕を持って病院経営にあたりるとともに、病院の管理者として適正な管理運営ができる者

5. 金沢大学附属病院の基本理念及び基本方針を確実に遂行できる者